

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
I 現状 (1) 地域の災害リスク (洪水：ハザードマップ) 当町のハザードマップによると、当町主要河川の今川水系・祓川水系・長峽川水系周辺で浸水深0.5m以上～5.0m未満が予想されている。福岡県下の町村で最大の151.34㎢の面積を有する当町の商工業者は、主要国道や県道沿線を中心に点在しているが、3水系周辺で事業を営む事業所で浸水の恐れがある。 (土砂災害：ハザードマップ) 当町のハザードマップによると、犀川・勝山地区の山間部を中心に土石流の警戒区域や地滑り箇所が表示されており、その周辺で事業を営む一部事業所で影響がある。 (地震：気象庁震度データベース) 気象庁震度データベースによると、統計データがある中でこれまで震度4以上を観測したのは平成17年の福岡県西方沖地震、平成26年の伊予灘地震、平成28年熊本地震の3回となっておりこれまで発生回数は少ない。しかしながら、町域周辺には小倉東断層や福智山断層や周防灘断層群等の活断層が存在している。 地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で48.2%の確率で発生すると言われている。 (感染症) 新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。 (その他) みやこ町ため池ハザードマップによると、町内5か所のため池が地震や大雨で決壊が発生した場合、水がため池から河川に流れ込み、1メートルを超える浸水によりその周辺で事業を営む事業所で浸水の恐れがある。 (2) 商工業者の現状 ・ 商工業者数 536 人 ・ 小規模事業者数 432 人

【内訳】

(令和3年度経済センサス活動調査より集計)

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	103	102	町内に広く分散
	製造業	61	44	町内に広く分散
	小売業	134	94	町内に広く分散
	宿泊・飲食サービス業	52	34	国道・県道沿線
	生活関連サービス・娯楽業	61	55	国道・県道沿線
	その他	125	103	町内に広く分散

（３）これまでの取組

１）当町の取組

- ・みやこ町地域防災計画策定
- ・防災倉庫を３地区（豊津・勝山・犀川）に設置し、防災備品を備蓄
- ・防災マップの作成とHP上での公開

２）当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・専門家個別指導の実施による事業者BCP策定支援
- ・防災備品（発電機、懐中電灯、非常食等）を備蓄

Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的なマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において社内感染者発生期には、速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・町広報、商工会ホームページやSNS等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は令和2年に事業継続計画を作成（詳細は別添参照）。

3) 関係団体との連携

福岡県火災共済協同組合と下記事項について連携する。

- ・「地震危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知、P R
- ・巡回同行募集の強化
- ・リスク診断
- ・会議、セミナー、相談会での商品説明

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 B C P 等取組状況の確認
- ・みやこ町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（洪水・土砂災害）が発生したと仮定し、当町との連携ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 8 時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、みやこ町による感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（洪水・土砂災害における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

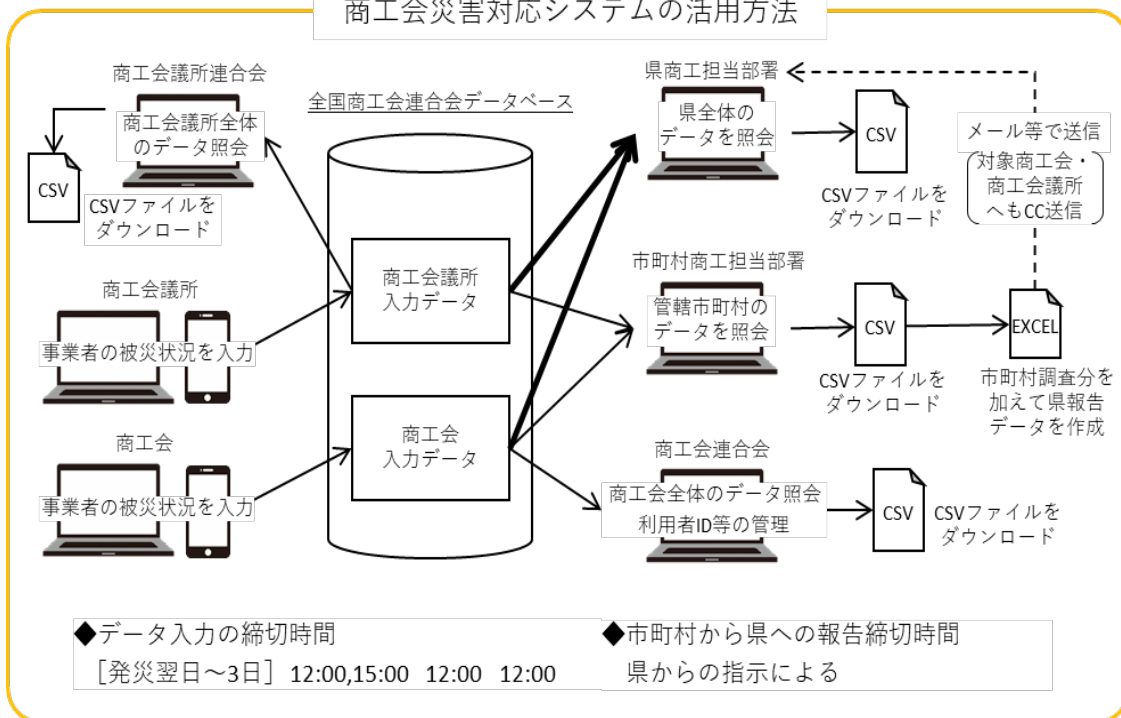
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

＜3. 発災時における連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会または当町より福岡県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、みやこ町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

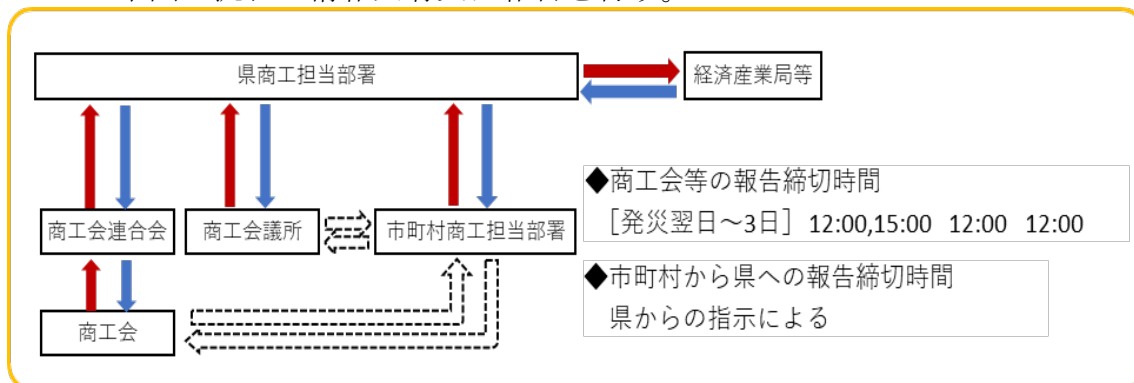
①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法



②システム不具合発生時

・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I							
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】							
令和○年○月○日の大雨による商工被害状況							
提出日：令和○年○月○日							
団体名：							
記入担当者：							
被害箇所					被害状況		区分 (前掲の修正が修正欄)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	新規＝前掲報告に無かった情報 修正＝前掲報告内容に修正を加える場合 変更無＝前掲報告内容から変更が無い場合
記入例	○○郡○○町○丁目○	ー	㈱○○製材所	製造業	約 1 0 万円	工場内が浸水。旋盤機 2 台が利用できない状況。	
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約 1 4 0 万円	店舗前の電信柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約 7 割が被害。	
1							
2							
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記していただく。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
 ※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、みやこ町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和6年8月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
<pre>graph TD; A[みやこ町商工会 事務局長] --- B[みやこ町商工会(本所) 法定経営指導員]; A --- C[みやこ町役場 産業振興課長]; B --- D[みやこ町商工会(勝山支所)]; B -- "連携 連絡調整" --- E[みやこ町役場 産業振興課]; E -- "確認 連携" --- F[みやこ町役場 総務課];</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 城戸 有紀（連絡先は後述（3）①参照）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
①商工会／商工会議所 みやこ町商工会 〒824-0121 福岡県京都郡みやこ町豊津1108番地 TEL：0930-33-2086 FAX：0930-33-2819 E-mail： miyako@shokokai.ne.jp	
②関係市町村 みやこ町役場 産業振興課 〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地 TEL：0930-32-2512 FAX：0930-32-4563 E-mail： nousei@town.miyako.lg.jp	

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0
・ 専門家派遣費	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
・ 協議会運営費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
・ セミナー開催費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
・ パンフ・チラシ作成費	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、みやこ町補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名														
I. 福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 住 所 福岡市博多区吉塚本町9番15号福岡県中小企業振興センタービル8階 電話番号 092-622-8071														
連携して実施する事業の内容														
<1. 事前の対策> ・「地震危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ・巡回同行募集の強化 ・リスク診断 ・会議、セミナー、相談会での商品説明														
連携して事業を実施する者の役割														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>連携者</th> <th>連携者の役割</th> <th>効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"> 福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8階 </td> <td>「自身危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等の情報提供</td> <td>事業所は、巡回経営指導時にリスク対策として損害保険の基本的内容について知ることが可能</td> </tr> <tr> <td>巡回同行募集</td> <td>事業所は、損害保険のより詳細な内容について知ることが可能</td> </tr> <tr> <td>リスク診断の支援</td> <td>事業所は、リスク診断により自社の災害リスクの認識とその対策を講じることが可能</td> </tr> <tr> <td>会議、セミナー、相談会での職員による商品説明</td> <td>事業所は、会議、セミナー、相談会で積極的にリスク対策に関する情報収集が可能</td> </tr> </tbody> </table>	連携者	連携者の役割	効果	福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8階	「自身危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等の情報提供	事業所は、巡回経営指導時にリスク対策として損害保険の基本的内容について知ることが可能	巡回同行募集	事業所は、損害保険のより詳細な内容について知ることが可能	リスク診断の支援	事業所は、リスク診断により自社の災害リスクの認識とその対策を講じることが可能	会議、セミナー、相談会での職員による商品説明	事業所は、会議、セミナー、相談会で積極的にリスク対策に関する情報収集が可能		
連携者	連携者の役割	効果												
福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8階	「自身危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等の情報提供	事業所は、巡回経営指導時にリスク対策として損害保険の基本的内容について知ることが可能												
	巡回同行募集	事業所は、損害保険のより詳細な内容について知ることが可能												
	リスク診断の支援	事業所は、リスク診断により自社の災害リスクの認識とその対策を講じることが可能												
	会議、セミナー、相談会での職員による商品説明	事業所は、会議、セミナー、相談会で積極的にリスク対策に関する情報収集が可能												
連携体制図等														
<pre> graph TD A[小規模事業者] B[みやこ町商工会] C[福岡県火災共済協同組合] D["・「地震危険保障特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ・巡回同行募集 ・リスク診断への協力 ・会議、セミナー、相談会での商品説明"] B -- "＜1. 事前の対策＞を支援" --> A C --> B C --> D </pre>														